

上限5万円

個人向け

※事業者の方は、メニューが異なります

知多北部広域連合（東海市・大府市・知多市・東浦町）内にお住まいの方へ

介護職員初任者研修

受講経費を補助します！

対象者

研修修了の日に介護サービス事業所※に勤務していない方

※対象の介護サービスは、補助金要綱を確認してください

対象となる経費

研修事業者に直接支払った研修受講料の2分の1

対象となる介護職員の要件

- ①令和6年4月1日以降に受講を開始している方
 - ②研修修了の日から1年以内に、広域管内の介護サービス事業所に、介護職員として90日以上継続して就労しており、かつ、申請時においても就労を継続している方
- ※本事業の申請に係る受講料について、他に補助や助成・貸付を受けている又は受ける予定の場合は対象外です



締切
令和7年
3月14日

※予算がなくなり次第終了となります

補助金額

上限5万円／1人

申請方法

町役場
住所地の
市役所・役場へ

補助要件を満たした時点で、速やかに下記の書類を揃え提出してください

- ① 申請書兼請求書
- ② 受講した職員の在職証明書
- ③ 受講経費の領収書、クレジット契約証明書又は利用証明書の写し
- ④ 受講料、必須テキスト代等の内訳が分かる資料（研修案内等）
- ⑤ 研修機関が発行する修了証明書の写し

※詳細は、「介護職員初任者研修費介護サービス事業者・主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱」及び「申請の手引き」をご覧ください

※要綱及び提出書類の様式は、知多北部広域連合のウェブサイトからダウンロードできます

